

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成28年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やご家族（お子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成28年度中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書などの保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成28年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送付されていますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

（平成28年10月1日から12月31日までの間に、はじめて国民年金保険料を納められた方へは、平成29年2月上旬に送付されます。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万が一の時にも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようきちんと納めましょう。

国民年金保険料の免除申請などについて

保険料が納め忘れの状態、万が一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区役所または町村役場の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口にて備え付けてあります。

平成28年度の免除などの受付は、平成28年7月1日から開始しており、平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができるようになりました。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方などは、役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤

介護保険料（5期）の納期は、

2月28日(火) です。忘れずに納付しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。

お気軽に住民福祉課 税務係までご相談ください。